

健 第 1538 号  
令和5年3月23日

(公社) 岡山県医師会会長  
(一社) 岡山県病院協会会長  
(公社) 岡山県看護協会会長 殿  
(一社) 岡山県歯科医師会会長  
(一社) 岡山県薬剤師会会長

岡山県保健福祉部健康推進課長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する  
規定の一部を改正する件」の告示について（通知）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼  
申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、  
御了知いただきますようお願いします。

なお、この通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課 感染症対策班 TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283
---

健発0317第2号  
令和5年3月17日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件」の告示について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第75号）が告示されることとなりました。

この改正の趣旨等は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに御理解を求め、対応が円滑に行われるよう、御配慮をお願いします。

## 記

### 第一 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定により、政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下単に「事業者」という。）であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者等に対して、臨時に予防接種（以下「特定接種」という。）を行うことを指示することができることとされている。

事業者の登録に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項の規定により、事業者が受ける登録の有効期間は5年とされ、登録事業者が登録の更新を受けようとする場合、厚生労働大臣に対して、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新の申請を行うこととされている。また、登録事業者の管理や登録の更新の申請の受付は、厚生労働省が運用する

「特定接種管理システム」において行っている。

今般、令和5年3月30日に登録の有効期間が満了する登録事業者の登録の更新の申請について、当該システムの負荷により、登録の更新の申請の受付期間中に、更新が必要な登録事業者からの申請の受付が困難となったことを踏まえ、登録の更新の申請の受付期間を延長するとともに、特例的に登録の有効期間を延長するために必要な措置を講じることとする。

## 第二 改正の概要

### 一 登録事業者の登録の更新の申請の受付期間の延長

登録事業者の登録の更新の申請の受付期間について、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間としていたところ、登録の有効期間満了の日の180日前から30日前までの間とする。

### 二 登録の有効期間の延長

令和5年3月30日に登録の有効期間が満了する登録事業者であって、登録の更新の申請を行わなかったものについて、登録の有効期間を1年延長する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年三月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の百八十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件(令和五年厚生労働省告示第七十五号)の適用の際現に第二条第一項の規定による登録を受けている事業者であつて、令和五年三月三十日に同条第二項の有効期間が満了するもの(当該満了の後引き続き同条第三項の業務を行う事業者として同項の規定による登録の更新を受けるため第三条第一項の規定による登録申請書の提出を行った事業者を除く。)に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは「六年」とする。</p>	<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>